

○大洲市工事請負契約約款 新旧対照表（令和7年2月1日）

新	旧
<p>第1条～第9条（略）</p> <p>（現場代理人及び監理技術者等）</p> <p>第10条</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任（当該監理技術者が同項ただし書の規定の適用を受けるときを除く。）の者とする。以下同じ。）</p> <p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4)（略）</p> <p>第11条～第56条（略）</p>	<p>第1条～第9条（略）</p> <p>（現場代理人及び監理技術者等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任（当該監理技術者が同項ただし書の規定の適用を受けるときを除く。）の者とする。以下同じ。）</p> <p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4)（略）</p> <p>第11条～第56条（略）</p>